

## 社会福祉法人台東つばさ福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

### (目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人台東つばさ福祉会（以下「本法人」という。）役員及び評議員並びに第三者委員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の額)

第2条 役員等は、無報酬とする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、本法人の用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅行は、内国旅行と外国旅行の2種とする。

3 役員等の内国旅行の費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とし、外国旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料とする。

4 役員等の内国旅行の旅費は次のとおりとする。

区 分	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
役員等	3,000円	15,000円	13,500円	3,000円

(1) 役員等が運賃の等級を設けない路線で特別車両料金を徴する客車を運行する路線により旅行する場合は、運賃及び急行料金の他、特別車両料金を支給する。

(2) 役員等が運賃の等級を設けない船舶で特別船室料を徴する客車を運行する航路による旅行の場合には、その乗船に要する運賃の他、特別船室料金を支給する。

5 役員等の外国旅行の旅費は、東京都台東区職員の旅費に関する条例を準用して支給する。

6 役員等が会議への出席その他本法人の用務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として2,000円を支給する。ただし、本法人又は区から給料を受ける職にある者には支給しない。

(東京都台東区職員の旅費に関する条例の準用)

第4条 この規則に定めるものの他、必要な事項は、東京都台東区職員の旅費に関する条例を準用するものとする。

付 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年6月21日評議員会決議)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。